

平成29年第4回滝川市議会定例会（第1日目）

平成29年12月12日（火）

午前 9時59分 開 会

午前11時33分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 報告第 1号 専決処分について（平成29年度滝川市一般会計補正予算（第4号））

日程第 6 議案第 1号 平成29年度滝川市一般会計補正予算（第5号）

日程第 7 議案第 2号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 8 議案第 3号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 9 議案第 4号 平成29年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○追加日程

日程第10 議案第 5号 滝川市税条例等の一部を改正する条例

日程第11 議案第 6号 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第 7号 公の施設の指定管理者の指定について（西町デイサービスセンター等）

日程第13 議案第 8号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里（地ビール製造施設を除く。）等）

日程第14 議案第 9号 調停の成立について

日程第15 議案第10号 市営土地改良事業の計画の変更について

議案第11号 北空知頭首工管理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について

日程第16 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員（18名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	舘 内 孝 夫 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	山 本 正 信 君	6番	安 樂 良 幸 君
7番	本 間 保 昭 君	8番	田 村 勇 君
9番	井 上 正 雄 君	10番	水 口 典 一 君
11番	小 野 保 之 君	12番	渡 邊 龍 之 君

13番 木下八重子君
15番 柴田文男君
17番 関藤龍也君

14番 山口清悦君
16番 荒木文一君
18番 東元勝己君

○欠席議員（0名）

○説明員

市長 前田康吉君
教育長 山崎猛君
総務部長 中島純一君
保健福祉部長 国嶋隆雄君
産業振興部次長 南均君
建設部次長 山崎智弘君
教育部長 田中嘉樹君
選挙管理委員会
事務局長 越前充君
総務課長 鎌田清孝君
財政課長 堀之内孝則君

副市長 千田史朗君
会計管理者 田湯宏昌君
市民生活部長 舘敏弘君
産業振興部長 長瀬文敬君
建設部長 高瀬慎二郎君
市立病院事務部長 椿真人君
教育部指導参事 栗井康裕君
監査事務局長 加藤孝昭君
企画課長 深村栄司君

○本会議事務従事者

事務局長 竹谷和徳君
書記 村井理君

書記 菊田健二君
書記 壽永美和君

開会 午前 9時59分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成29年第4回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において山本議員、安樂議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月21日までの10日間といたしたいと思ひます。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は10日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日平成29年第4回滝川市議会定例会が招集され、会期中におきまして平成29年度一般会計補正予算及び条例改正等の議案をご審議いただくわけですが、ご提案を申し上げます各議案につきましてはそれぞれ詳しくご説明、ご報告を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして原案にご賛同いただきますよう、冒頭お願いを申し上げます。

議長に行政報告について発言の許可をいただきましたので、ご報告を申し上げます。平成29年8月24日から11月28日までの間の行政報告につきましては、議案とともにあらかじめ配付させていただいておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

私からは、別途以下の件につきまして口頭でご報告を申し上げます。初めに、根室本線対策協議会事務レベル検討会議による中間報告についてご報告を申し上げます。本年第2回定例会の口頭報告でも申し上げましたが、構成自治体、道、JR北海道及び北海道運輸局の実務担当者による検討会議が5月に立ち上げられ、これまで6回の会議が重ねられてきたところですが、11月13日に協議会に対する中間報告が行われました。報告では、業者アンケートの結果のほか、駅の無人化を初めとした具体的な収支改善策の実効性等に関する検討結果など中間報告後の対応に向けて論点が示されたところでございます。滝川市といたしましても、協議会、検討会議への参画を通じて持続可能な公共交通の確保に向けて今後もさらに検討を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目ですが、平成29年度産の米の出荷状況についてご報告いたします。平成29年産の米の出荷状況につきましては、11月24日現在でJAたきかわと生産者間の出荷契約数量10万6,004俵に対し出荷見込み数量10万7,139俵と出荷契約数量に対する出荷見込み率は101.1パーセントとなっております。ことしの作柄は、6月に低温、日照不足があったものの、8月上旬の好天により生育は順調に推移し、10月15日現在の北海道農政事務所の公表によりますと10アール当たりの予想収量が581キログラム、9.8俵、作況指数は103で、やや良であったということでございます。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 議長に教育行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。

平成29年8月24日から平成29年11月28日までの間の教育行政報告につきましては、お手元に印刷配付させていただいておりますので、お目通しいただき、以下1点について口頭でご報告を申し上げます。

12月3日から12月13日まで滝川西高等学校においてスウェーデン王国ヨーテボリ市ヴィトフェルスカ高校へ2名の生徒と教員を派遣しております。ヴィトフェルスカ高校とは、昨年教育連携調印を行い、相互に生徒を派遣することとしており、7月にはヴィトフェルスカ高校から生徒4名と引率教諭1名をホームステイで受け入れ、授業や学校祭への参加、持続可能な社会づくりをテーマに意見交換を行っております。西高からの派遣は今回が初めてであり、一般社団法人滝川国際交流協会の支援を受け、スカンジナビア・ニッポンササカワ財団の補助金等を利用して実現いたしました。これまでのアメリカ合衆国でのフィールドワークやJICAとの連携に加え、新たにヨーロッパ圏への交流の機会が拡大し、スウェーデン王国を初めとする北欧諸国への関心が高まる中、国際的な視野を持ち、グローバル社会において多様な価値観を持つ人々とのコミュニケーション能力を身につけ、地域の将来を担う国際性豊かな人材育成を目的としております。また、文部科学省主催のトビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム3期生として1月7日から23日まで同じヴィトフェルスカ高校へ生徒1名が短期留学いたします。このほかにも10月22日から27日までシンガポールスタディーツアーに6名、10月22日から11月8日までアメリカロングメドール高校への短期留学に2名、11月1日から8日までジュニア大使に1名と過去最高となる計12名の

生徒が西高から海外へ渡航しております。これは、スーパーグローバルハイスクールアソシエイトの指定を受けている西高の英語教育、国際理解教育の成果と考え、グローバルリーダーの育成を目指し、今後においても推進してまいります。

以上を申し上げまして教育行政報告といたします。

○議長 長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号 専決処分について（平成29年度滝川市一般会計補正予算（第4号））

○議長 長 日程第5、報告第1号 専決処分について（平成29年度滝川市一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第1号 専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことに伴い、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めたいとするものでございます。

専決事項は、平成29年度滝川市一般会計補正予算（第4号）でございます。

衆議院が9月28日に解散し、10月10日公示、同22日投票及び開票事務を行うこととなり、早急に予算の補正を要することとなったものでございます。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ2,190万5,000円を増額し、予算の総額を200億4,045万4,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

専決処分年月日は、9月28日でございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通し願います。

補正の内容につきましては、事項別明細書により歳出から説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款4項2目衆議院議員選挙費、補正額2,190万5,000円の増額につきましては、衆議院議員選挙の執行に要する経費の補正でございます。投票事務及び開票事務に係る事務従事者等報償費552万3,000円、ポスター掲示場の設置等委託料333万3,000円、選挙システム改修業務等委託料64万8,000円、その他投票立会人、投票管理者等報酬、選挙管理委員会事務局職員の時間外手当、臨時職員賃金、通信運搬費などで1,240万1,000円が支出の内容となっており、歳出合計で2,190万5,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。1

6 款 3 項 1 目総務費委託金 2, 1 9 0 万 5, 0 0 0 円の増額は、衆議院議員選挙事務委託金でございます。

以上、歳入合計で 2, 1 9 0 万 5, 0 0 0 円の増額となったところでございます。

以上を申し上げ、報告第 1 号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第 2 号は承認することに決しました。

◎日程第 6 議案第 1 号 平成 2 9 年度滝川市一般会計補正予算（第 5 号）

○議 長 日程第 6、議案第 1 号 平成 2 9 年度滝川市一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副 市 長 ただいま上程されました議案第 1 号 平成 2 9 年度滝川市一般会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者の増加などに伴う障害児支援給付扶助の補正並びに道営土地改良事業内容変更に伴う道営土地改良事業負担金の補正などが主な内容となっております。

1 ページをごらんください。第 1 条第 1 項で、歳入歳出の総額にそれぞれ 6, 0 7 8 万 1, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 2 0 1 億 1 2 3 万 5, 0 0 0 円としたいとするものでございます。

第 2 項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表によるところでございます。

第 2 条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第 2 表によるところでございます。

2 ページから 3 ページまでは第 1 表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

5 ページをお開き願います。第 2 表、地方債補正でございます。道営経営体育成基盤整備事業債につきましては、8 6 0 万円を増額し、限度額を 3, 9 1 0 万円とするもので、道営土地改良事業

負担金の財源としたいとするものでございます。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費、補正額37万円の増額につきましては、電子計算事務に要する経費の補正でございます。当初予算にて日本年金機構との情報連携開始に向けたシステム改修費用として158万2,000円をご承諾いただいているところでございますけれども、社会保障・税番号制度における情報連携のためのデータ標準レイアウトについて平成30年7月に改版が予定されていることから、国民健康保険システム、介護保険システム及び児童福祉システムを改修するため補正したいとするもので、費用の3分の2が社会保障・税番号システム整備事業補助金で措置されるものでございます。なお、補正額の財源内訳のうち国庫支出金が補正額を上回っているのは、今回の補正額に対する3分の2の補助とあわせて当初予算にて電子計算事務に要する経費にて措置した歳入を上回る額の内示を受けたことによるものでございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額421万2,000円の増額につきましては、その他戸籍住民基本台帳に要する経費の補正でございます。希望する者にマイナンバーカード等への旧姓の併記等を可能とする関係法令の改正を受けて、住民基本台帳システムの改修を行いたいとするもので、費用の全額が社会保障・税番号制度システム整備事業補助金にて措置されるものでございます。

3款1項2目障害者福祉費、補正額263万6,000円の増額についてですが、障害者自立支援事務に要する経費67万円の増額につきましては、社会保障・税番号制度における情報連携のためのデータ標準レイアウトについて平成30年7月に改版が予定されていることから、障害福祉システムを改修するために補正したいとするもので、費用の3分の2が社会保障・税番号システム整備事業補助金で措置されるものでございます。障害者地域生活支援事業に要する経費196万6,000円の増額につきましては、平成30年4月施行の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正及び報酬改定に伴い障害者自立支援給付支払い等システムを改修するために補正したいとするもので、費用の2分の1が厚生労働省の障害者総合支援事業費補助金で措置されるものでございます。

3款2項4目障害児福祉費、補正額3,020万1,000円の増額につきましては、障害児支援給付に要する経費の補正でございます。児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者が増加したことなどに伴い、障害児支援給付扶助を増額するために補正したいとするもので、費用の2分の1が厚生労働省、4分の1が北海道により障害児支援給付費負担金として措置されるものでございます。

4款1項5目他会計繰出金、補正額18万8,000円の増額につきましては、他会計繰出に要する経費の補正でございます。平成30年度介護保険制度改正に必要なシステム改修に伴い、介護保険特別会計繰出金を18万8,000円増額したいとするものでございます。

6款1項2目農業振興費、補正額36万8,000円の増額につきましては、農業の振興に要する経費の補正でございます。平成29年度経営所得安定対策等推進事業に係る事務的経費の増加に伴い経営所得安定対策等推進事業費補助金について増額したいとするもので、費用の全額が農林水

産省から経営所得安定対策等推進事業費補助金で措置されるものでございます。

6款1項4目農地費、補正額962万3,000円の増額につきましては、土地改良に要する経費の補正でございます。道営土地改良事業内容変更に伴い、市負担対象事業が増加したことから、道営土地改良事業負担金を増額したいとするものでございます。

8款5項1目住宅管理費、補正額600万円の増額につきましては、公営住宅事業特別会計繰出金の補正でございます。銀川団地1号棟屋上防水改修工事に伴う社会資本整備総合交付金を公営住宅事業特別会計へ繰り出しするために補正したいとするものでございます。

10款2項1目学校管理費、補正額668万3,000円の増額についてですが、教材、教具等に要する経費120万円の増額につきましては、2点ございます。1点目は、小学校の英語教育を初めとした教育振興のためにとご寄附を賜りました70万円を財源といたしまして、市内小学校に英語教材を購入したいとするものでございます。2点目は、教育振興のためにとご寄附を賜りました50万円を財源としまして、楽器及び図書を購入し、滝川市立東小学校へ配置したいとするものでございます。その他小学校教育の実施及び管理に要する経費548万3,000円の増額につきましては、平成29年3月31日付文部科学省通知により要保護児童生徒の入学する年度の開始前に支給した新入学児童生徒学用品費等を国庫補助の対象とできるよう要綱の一部が改正されたことに伴い、当市におきましても滝川市就学援助事務取扱要綱の一部を改正し、準要保護児童のうち平成30年4月に入学する新小学1年生及び新中学1年生を対象に学用品費等を購入するための費用を新入学児童生徒準備金として入学前に支給するために補正したいとするものでございます。

10款5項1目学校給食費、補正額50万円につきましては、学校給食の実施に要する経費の補正でございます。学校給食の振興のためにとご寄附を賜りました50万円を財源としまして、江部乙共同調理場及び滝川市立江陵中学校の食器更新をしたいとするものでございます。

以上、歳出合計で6,078万1,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。15款1項1目民生費負担金1,510万円の増、15款2項1目総務費補助金574万2,000円の増、15款2項2目民生費補助金98万2,000円の増、15款2項4目土木費交付金600万円の増、16款1項1目民生費負担金755万円の増、16款2項4目農林業費補助金36万8,000円の増、18款1項8目教育費寄附金170万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金1,473万9,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

22款1項3目農林業債860万円の増は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で6,078万1,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。館内議員。

○館内議員 確認の質疑をさせていただきます。

12ページ、13ページの10款2項1目、説明欄のその他小学校教育の実施及び管理に要する経費についてですが、入学前の3月支給と今説明をいただきました。具体的な支給日は決まっているのかということと新しい支給金額について、小学校入学時の支給金額と中学校入学時の支給金額をわかりましたら教えてください。

○議 長 館内議員の質疑に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 お答えいたします。

まず、支給日でございますけれども、今何日というふうにはまだ定めておりませんで、3月上旬というところで考えております。それから、支給金額、これは小学校は1人当たり4万600円、中学校は1人当たり4万7,400円、国で示されております基準どおりということでございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。館内議員。

○館内議員 私は、日本共産党を代表し、議案第1号、滝川市一般会計補正予算（第5号）を可とする立場で討論を行います。

本議案は、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して支給される就学援助のうち入学準備金を入学前に支給するものです。就学援助の支給対象世帯には、小中学校の入学時にかばんや制服、体操着などの学用品を購入するための費用として入学準備金が支給されていましたが、本市においては小学校、中学校とも入学後に支給されておりました。国の制度改正で入学前の支給、つまり前年度の支給でも交付金を受けられるようになったこと、また実施に当たっては教育委員会としてさまざまな努力、工夫がされたことを評価するものです。入学準備として学用品を購入するのは当然入学前であります。したがって、遅くとも3月までには入学準備金を支給するべきですと第2回定例会で一般質問をさせていただきました。対象となる保護者からも切実な声が寄せられておりました。特に中学校の場合、制服代、かばん代、体操着などを合わせると、経済的に苦しい世帯にとってはその負担は極めて大きいものとなります。答弁では、近隣の自治体と連携をしながら調整したいとのご答弁をいただきました。今回の補正予算では、小中学入学生の全面実施されるようになったことを評価し、賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第7 議案第2号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
○議長 日程第7、議案第2号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 議案第2号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の理由につきましては、平成30年度の国保制度改正の準備として、事務の標準化や効率化のため、これまで市町村ごとに契約していました国保事業状況報告システムにかわり、北海道国保連合会が提供者となります国保事業状況報告システムクラウド、これに参加する負担金経費を追加して補正したいとするものです。

1ページをお開き願います。第1項で、歳入歳出予算にそれぞれ70万円を追加し、補正後の総額をそれぞれ56億3,282万3,000円としたいとするものです。

第2項で、補正の款項の区分、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところです。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正、4ページ、5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書でございますので、お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。1款1項2目、北海道国民健康保険団体連合会負担金70万円の追加については、国保事業状況報告システムクラウド参加のための負担金です。

以上、歳出合計で70万円を追加したいとするものです。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。2款2項1目財政調整交付金、補正額35万円の追加につきましては、システムクラウド参加に係る国庫補助金です。

5款2項1目財政調整交付金、補正額35万円の追加につきましては、システムクラウド参加に係る道補助金でございます。

歳入合計で補正額70万円を追加したいとするものです。

以上を申し上げ、議案第2号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしく願います。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第8 議案第3号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第1号)

○議長 長 日程第8、議案第3号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 ただいま上程されました議案第3号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明いたします。

今回の補正は、地域住宅計画に基づく社会資本整備総合交付金事業を活用し、銀川団地1号棟屋上防水改修工事に要する費用を増額補正したいとするものでございます。

それでは、1ページをお開きください。第1条第1項において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,200万円を追加し、補正後の予算の総額をそれぞれ7億7,103万6,000円としたいとするものでございます。

第2項において、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出補正によるところでございます。

第2条において、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通し願います。

5ページをお開きください。第2表は、地方債の補正でございますが、公営住宅事業債を600万円追加し、限度額を2億660万円に変更したいとするものでございます。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。1款2項1目公営住宅建設費、15節工事請負費1,200万円の追加につきましては、銀川団地1号棟の屋上防水改修に係る工事請負費でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。3款1項1目他会計繰入金、補正額600万円につきましては、改修工事に伴う社会資本整備総合交付金に係る一般会計からの繰入金でございます。

6款1項1目市営住宅事業債でございますが、600万円を追加し、歳出補正に必要な財源を措置したいとするものでございます。

以上、歳入の補正額は合計で1,200万円の増額となったところでございます。

以上を申し上げ、議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたし

ます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第9 議案第4号 平成29年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議 長 日程第9、議案第4号 平成29年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第4号 平成29年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、保険事業勘定におきまして介護保険制度の改正に伴うシステム改修を行うため、増額補正したいとするものです。

1ページをごらん願います。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ77万1,000円を追加し、予算の総額を40億230万8,000円とするものです。

第2項で、補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところです。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通しを願います。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目、委託料、補正額77万1,000円を増額するもので、歳出合計で77万1,000円の増額となったところでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願います。2款2項4目事業費補助金、補正額58万3,000円の増につきましては、事業実施に伴う国庫補助金。

6款1項1目、総務管理事務費繰入金、国庫補助と事業費の差額18万8,000円について一般会計からの繰入金を財源としたいとするものです。

歳入合計77万1,000円の増額となったところでございます。

以上、議案第４号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第４号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第４号は可決されました。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りいたします。

本日の日程は全て終了いたしました。過日の議会運営委員会で確認したとおり、あしたの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますので、追加日程表を配付いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時３８分

再開 午前１０時４０分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま配付をいたしました追加日程表のとおり本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、日程番号第１０から第１６までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第１０ 議案第５号 滝川市税条例等の一部を改正する条例

○議 長 日程第１０、議案第５号 滝川市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第5号 滝川市税条例等の一部を改正する条例についてご説明します。

既に公布されています平成28年度、29年度の地方税法等の一部改正に基づき、条例を改正したいとするものです。

主な内容としては、28年度改正関係として、消費税率の引き上げの実施時期に合わせ法人市民税の見直し、軽自動車税の環境性能割の追加などに伴う改正、また29年度改正関係として、個人市民税の配偶者控除の名称の変更と定義の変更、固定資産税等のわがまち特例の追加、軽自動車税のグリーン化特例の見直しと適用期限の延長などがございます。

それでは、参考資料でご説明申し上げますので、条例改正要旨をお開き願います。初めに、第1条関係です。附則第5条、個人市民税の非課税の範囲について、配偶者控除の合計所得金額に所得制限が設けられたことによる控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備です。

附則第10条の2、固定資産税等の課税標準の特例について、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例に1項目追加されたことに伴い、特例割合を定めるものです。緑地保全・緑化推進法人が設置する市民緑地に対して、設置後3年度分に限り固定資産税を参酌基準と同じ割合で3分の2とするものです。

附則第16条、軽自動車税の税率の特例について、28年度末期限のグリーン化特例を燃費基準要件を見直し、適用期限を30年度末まで2年延長したいとするものです。

附則第30条の3、先ほどのわがまち特例の都市計画税の特例割合を固定資産税と同じく3分の2とするものです。

附則第34条は、読みかえ規定で、わがまち特例の追加に伴う条文整理です。

2ページをお開き願います。次に、第2条関係です。第18条の3、納税証明事項について、消費税率引き上げ段階において自動車取得税は廃止となりますが、軽自動車税は新たに環境性能割が創設されます。現行の軽自動車税を種別割とする改正です。

第19条は、軽自動車税環境性能割の申告納付の規定を追加する改正です。

第33条の4、法人市民税の法人税割の税率について、消費税率引き上げ段階において現行12.1パーセントを8.4パーセントに引き下げるための改正です。

第76条の改正は、文言整理です。

第79条は、環境性能割の納税義務者等について規定するための改正です。

第80条は、所有権を留保している軽自動車等に係るみなす課税について条文を追加する改正です。

第80条の2は、日本赤十字社所有の軽自動車税は引き続き非課税とする改正です。

第80条の3から第80条の8までの改正は、環境性能割の課税標準、税率、徴収の方法、申告納付、不申告等に関する過料、減免について条文を追加するものです。

3ページをお開き願います。第81条から第90条までの改正は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更することに伴い条文を整理するものです。

第128条の8の改正は、文言整理です。

附則第 15 条の 2 から附則第 16 条の 2 までは、軽自動車税の環境性能割の特例について条文を追加し、整理するものです。

次に、第 3 条関係です。平成 27 年滝川市条例第 32 号の一部改正条例の附則第 5 条について、環境性能割の追加に伴う規定の整備です。

なお、この改正条例の附則で附則第 1 条では、施行期日をそれぞれ公布の日、平成 31 年 1 月 1 日、平成 31 年 10 月 1 日とします。

附則第 2 条から第 6 条までは、それぞれの税目ごとの経過措置でございます。

附則第 7 条は、平成 26 年滝川市条例第 32 号の一部改正条例の附則第 5 条について、種別割に名称変更することに伴う条文整理です。

附則第 8 条は、滝川市手数料条例の条文整理です。

以上を申し上げ、議案第 5 号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 5 号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号は可決されました。

◎日程第 11 議案第 6 号 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第 11、議案第 6 号 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第 6 号 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の趣旨でありますけれども、本年 7 月にグランドオープンをしました本パークゴルフ場につきましては、市内外から延べ 2 万 5,000 人を超える方々にご利用をいただいているところでご

ございますけれども、来シーズン以降のさらなる利用促進を図り、市民を初め市外からの多くの利用者を取り込むため、回数券を新設したいとするものであります。

また、シーズン券を購入する際の条件としておりましたコース環境整備などのボランティア活動につきまして、今シーズン運営する中でパークゴルフ協会の方々を中心に自主的にシーズンを通してコースの環境整備、環境維持にご協力をいただいております、その協会加入者の多くの方がシーズン券購入者であると。そういった実態を勘案しまして、来シーズン以降も同様の活動が見込まれると、ということから、この条項を削除したいとするものでございます。

内容でございますけれども、別表料金表に市内、市外の個人利用それぞれに5回券の料金を新設するもので、市内については1日利用の5回券を2,000円に、市外については4時間利用の5回券を3,000円に、1日利用の5回券を4,000円としたいとするものです。

また、備考中第4項のシーズン券を購入する際の条件としておりましたボランティア活動に係る条項を削り、第5項を第4項に繰り上げるものでございます。

附則で、改正後の条例の施行日を平成30年4月1日としたいとするものでございます。

以上、議案第6号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第12 議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について（西町デイサービスセンター等）

○議長 長 日程第12、議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について（西町デイサービスセンター等）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 議案第7号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定したいとするもの

です。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市西町デイサービスセンター及び滝川市三世交代センター等です。指定管理者となるべき団体は社会福祉法人滝川市社会福祉事業団、代表者は理事長、石田誠司氏であります。指定期間は、平成30年4月1日から33年3月31日の3年間であります。

次に、選定経過についてご説明いたしますので、次ページの参考資料をお開きください。募集及び選定の経過、申請団体数、選定審査の方法、選定方式については、記載のとおりです。

5の選定の理由ですが、指定管理者候補者審査・選定基準に基づき、総合点数方式により評価した結果、審査点の総合計が基準を満たしたことによるものです。

6の選定された団体が主に評価された点について記載しております。80パーセントを超える高い稼働率で西町デイサービスセンターを運営するなど、着実に利用者確保を行っていること、長年にわたる管理運営実績を持ち、その蓄積されたノウハウと堅調な施設管理が今後も期待できることなどを評価したところでございます。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

◎日程第13 議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里（地ビール製造施設を除く。）等）

○議長 長 日程第13、議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里（地ビール製造施設を除く。）等）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議案第8号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものであります。

施設の名称は、滝川ふれ愛の里、地ビール製造施設を除く。並びに池の前水上公園のうち、池の前水上公園パークゴルフ場であります。指定管理者となるべき団体の名称は株式会社北のたまゆら、代表取締役、古川一弘氏であります。指定期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間です。

次に、選定経過についてご説明申し上げますので、参考資料をごらんください。1、募集及び選定の経過、2、申請団体数、3、選定審査の方法、4、選定方式につきましては、記載のとおりでございますので、お目通しを願います。

次に、選定の理由につきましては、指定管理者候補者審査・選定基準に基づき、総合点数方式により評価した結果、審査点の総合計が基準点となる満点の100分の60を満たしたことによるものでございます。

なお、選定された団体が主に評価された点であります。1つ目としては道内6カ所で公衆浴場を経営し、施設の管理や集客のノウハウ及び知識があり、施設の適切な維持管理や入場者数の増加が期待できること、2つ目として集客を図るための新たなイベントの企画や地産地消に関する事業等の実施により地域の活性化に寄与することが見込まれること、3つ目として自主事業について、経営実績を踏まえた実現可能かつ施設の集客向上が見込まれる事業が計画されているという点を評価したところであります。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、大きく3点について伺いをいたします。なお、通告はしてあるのですが、追加が1点ありますので、それを最初に質疑をしたいと思います。

今回の管理代行負担金につきましては、新年度予算で提案をされるというようなことを常任委員会でご説明をされていたというふうに思います。ただ、従来の指定管理者の募集におきましては、上限の金額を定めた募集なども行っていたというふうに私は記憶しているのですが、その確認とそもそも的に金額は募集のときには示さないものだということであれば私の勘違いということになりますが、それについての確認をしたいと思います。また、示している事例もあるのであれば、なぜ今回金額を示さなかったのかについて伺いをいたします。

次に、以下通告どおりの質疑ですが、まず募集要項の申請資格と募集のあり方についてですが、1点目として指定管理募集要項の申請資格として温泉施設について本件公募の日前の直前3年間の運営経験を有する団体であることとしております。まず、浴場や公衆浴場、ホテル、旅館業などの経験だけでは、道内一だとか、どんなに評価が高い業者であっても、この申請要件、温泉というふうに定められていれば申請できないというふうに思いますが、温泉を運営経験をしたということを限定した理由について伺います。また、その場合、温泉法などの法令にそのような限定しなければならないような条文があるのかについても伺いをいたします。

2点目は、直近3年間に限定した理由。

また、3点目は、募集要項では表現は運営経験を有する団体というふうに書いているのですが、例えば運営経験を有する人材とか技術者とか、そういった社員を有する団体などということは考えなかったのかについて伺います。

4点目は、こういう資格要件であれば民間事業者が新事業に進出する機会を保障していないのではないかというふうに思いますが、確認をいたしたいと思います。考え方を伺います。

5点目は、指定管理者の指定の募集では、既存業者のみならず、一定の範囲の類似業者も含めることで競争性と新たな業界の潜在能力を引き出す募集であることが望ましいというふうに考えますが、その点についてもお伺いいたします。

大きな3点目ですが、募集要項の選定の基準についてですが、審査ではさまざまな点を審査しております。参考資料でも示されましたが、入浴客を維持、増加させるためにどのような事業計画や提案あるいは新規独自事業、自主事業ですか、などを示されたのか、またそういった中で評価が高かったポイントについて参考資料で述べられたより具体的にお伺いをいたします。

以上です。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、お答えをさせていただきます。

管理業務に要する経費の上限額、基準上限額を設けたかという部分のところでございますけれども、募集要項の中で滝川市が支払う負担金の基準上限額は単年度につき3,329万1,000円ということで公募しているところでございます。

続きまして、温泉に限定した理由はということでございますが、申請の資格要件を4項目設定したところでございます。その中でふれ愛の里は温泉施設であることから、温泉施設について本件公募の日前の直前3年間の運営経験を有する団体ということでしたところでございます。

次に、温泉法などの法令に限定しなければならない条文があるのかということにつきましては、法に基づくものはないと承知しているところでございます。

次に、直近3年間に限定した理由でございますが、指定管理期間が3年間としていることから、直前公募の3年間以上の運営経験を有することが必要と判断したということでございます。

次に、団体に限定した理由でございますけれども、指定管理者の責務としてリスク管理の必要性があるということとリスク分担の明確化を図るために団体に限定したということ並びに滝川市における公の施設の指定管理者の指定等に関する事務取扱要綱によるものでございます。

それから、民間事業者が新事業に進出する機会を保障していないのではないかということにつきましては、議員がおっしゃるとおり競争性の部分があると思いますが、ふれ愛の里の設置目的を達成するためには実績を踏まえた運営がなされることが望ましいということから判断したところでございます。

次に、競争性と新たな業界の潜在能力を引き出す、募集の可能性を引き出すべきではないかということでございますが、新たな業界の潜在能力を引き出すことも大切なことだと思いますけれども、ふれ愛の里は20年を経過した施設であります。維持継続を図るためにも経験値のあるところを募

集要領で定め、公募したところでございます。

次に、入浴客の維持、増加のための事業計画提案、その他その点で評価が高かったポイントでございますが、具体的にはお客様サービスデーの実施であるとか、巡回バスの運行、それと自主事業としてボディーケア、あかすりの実施というのが提案がなされたところでございます。その点で評価が高かったポイントといたしましては、バスをみずから購入し、市内を循環するという点を高く評価したところでございます。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まず、1点目は、私も募集要項をきちっと見ておりますが、そこの中に示されていないということで質疑をしたのです。これまでの指定管理の募集の場合は、ホームページの募集要項に金額が載っていましたから、ちょっと私違和感を持ったのです。もし示したとしたら、いわゆる公募ですから、ホームページで見られるということが一つの大事な要件だというふうに思うのですが、どのように、どういう形で金額を示されたのかを確認をいたしたいと思います。

2点目は、温泉の運営経験を有する団体にした理由なのですが、ふれ愛の里が温泉施設だからという答弁をされたのですが、私がお聞きをしたいのは、温泉と浴場の違いというのは要するに温泉を泉質を分析するなど単なる水ではないよというのがいわゆる一般的な浴場施設と温泉施設の違いなわけです。ですから、温泉に限定しないで公衆浴場の経験があるということであれば、例えば大きいホテルであれば温泉ではないけれども、大きいお風呂を持っているとか、そういうことを経験している業者でも十分運営できるというふうに思うのですけれども、それをそういったものを温泉ということで限定することによって、明らかにいろんな業者が応募する障害になっているというふうに思いますが、これはやっぱり温泉でなくて、今の理由だったら温泉施設だからというだけであれば、浴場も含めてもよかったのではないかというふうに思いますけれども、いろんな議論がされた可能性もあるので、お伺いをいたします。

また、新規業者を、新規というのは要するに業態をかえるということはさまざまあるわけです。その一つの機会としてこういったことを捉える場合、今回私は何人かの市民の方になぜ市内業者が応募していないのだとか、あるいはなぜ1社しか応募していないのだということも話をされてこの質疑をしているわけですが、よく調べると温泉に限定していると。温泉の運営経験、そこがやっぱり最大のポイントだろうというふうに思います。そういう点で類似業者でもその潜在能力あるいは経験を生かすような募集の仕方にすべきではなかったのかという点でお伺いいたします。

○議長 長 それでは、再質疑3点でございますが、答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 お答えをさせていただきます。

まず、募集方法の中で先ほど答弁いたしました滝川市が支払う負担金の基準上限額が明示がなかったのではないかとございまして、これにつきましては募集要項をホームページ上で公開しておりまして、11項目めの管理業務に要する経費、(1)のイ、滝川市が支払う負担金の基準上限額は単年度につき3,329万1,000円ですということで明示して公開しているところでございます。

次に、温泉施設という部分でございますけれども、先ほど答弁いたしましたように温泉に限定している分については、募集要領の中でも温泉施設についてはということで温泉ということでの限定した部分の応募要件としているところでございまして、特段これについての質疑という部分もなかったところでございます。

それから、先ほどの部分の中で繰り返になりますけれども、新たな業種の業態変換ということもありますけれども、あくまでも類似施設を運営している、やはり経験値のある団体が望ましいということでこのような募集を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 募集要項を見たら、文章の中に書いてありますけれども、やはりこういった大事なことは、ホームページでは募集の全体をまずわかりやすく書くのです。そして、添付資料をPDFでつけるというやり方をしているのですが、今回はその1ページ目に金額が出ていないのです。よく見たら、確かに11の中に書いてありました。私がそこを探さなかったということで、それについてはこれまでの質疑は余り意味がなかったかもしれませんが、確認しづらい募集だったのかなというふうに思いますが、それは質疑ではありません。

温泉に限ったことなのですが、これについては例えば滝川市内で直近3年間温泉を運営している業者というのは恐らくえべおつ温泉だけなのです。そうすると、市内業者に限定するとこの1社しかないというふうになるので、やはり浴場ということであれば大きなホテルを運営しているところなどを含めもっともっと広がるのかなと。そういう点で浴場と温泉の差というのは、先ほど言ったように温泉というのはボーリングをして地下の温泉をくみ上げるということと浴場の場合は一般の上水道で、それを沸かすということの差だけなのです。今回の指定管理については、新たなボーリングを行うわけでもなし、また温泉と上水道の水質の違いで特別な技術者が要るわけではないわけです。そういう点でこのふれ愛の里の経営問題を解消しようと思ったら、できるだけ幅広い募集ということが望ましかったのではないのかと、そういう点でやはり民間の力をどれだけ引き出すのかという姿勢が私はここでは感じるができないのです。そういう点で民間活力を市政に生かすということを基本に据えられている前田市長のお考えを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質疑にお答えさせていただきますが、温泉と浴場の違いについていろいろとお考えがあらうかと思えます。それはわかりますが、私としてはやはり温泉という施設は特別なものであると思っておりますし、技術者云々ではなくて、配管とか設備とか熟知した方が必要であると、そういうふうには思います。そういう意味では、やはり温泉という限ったことには私は問題はないというふうに考えています。

また、民間活力という点では、リスクテイクの問題があります。経験のない方にやっていただくことによって3年間の指定管理がしっかり行えないということになれば非常に困るわけでございまして、新規参入がいいということは十分理解をさせていただきますが、やはり少しでも多くの市民の方に、せっかくの市民のための施設でございます。安全、安心で使っていただくためには、しっ

かりとした民間の力が必要であるという考えのもとに行っておりまして、私が言っていることとこれはそごはないというふうに考えています。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、ただいまの議案を可とする立場で討論をいたします。

ふれ愛の里温泉施設は、数年前まで2,000万円未満の管理代行負担金だったものが平成29年度の予算では4,000万円を超える事態となり、これでは市がこれを支えていくことに大変な問題がありました。そういう点で市が設定した金額内で3年間運営をしていただける指定管理者が決定したことについては、高く評価をするものです。

一方、これを募集する段階で温泉を運営した経験がある団体というふうに限定したことは、応募してくる会社の、団体がさまざまな潜在能力を引き出すという点で、私は工夫が必要だったというふうに思います。市長が今答弁で言われた配管の問題、こういった問題は大手のホテル業などをやっていたら、極端なことを言えば温泉を経験したことがある団体などに比べたら、よほどレベルの高い技術や経験を有するわけです。ですから、募集要項では温泉と限定するのではなく、浴場なども含めた幅広いものとし、そして審査の中でさまざまな提案を受けて、そして高い評価点をつけられる業者を選定をするということが必要だったのではないかというふうに思います。私は、今滝川市が厳しい財政難の中で生き抜いていくためには、これまでのいわゆる契約内容で実績がなければ応募できないと、こういったものに余りにもこだわるという姿勢は変えていく必要があるというふうに考えます。そういった点でその問題を非常に強く感じましたので、討論で述べさせていただきました。

以上です。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

◎日程第14 議案第9号 調停の成立について

○議 長 日程第14、議案第9号 調停の成立についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第9号 調停の成立についてご説明申し上げます。

事件名は、滝川簡易裁判所平成29年（ノ）第10号損害賠償請求調停事件でございます。

最初に、事件の概要を申し上げますけれども、平成18年11月に滝川第三小学校において当時1年生だった申立人が休み時間中に掃除用具入れの上に座っていたところ、他の児童が掃除用具を収納するために扉を閉じようとした際、申立人の右手の指が扉に挟まり負傷したものでございます。その際に申立人が成長過程であるということから、当面経過観察をすることとしておりましたけれども、平成27年4月に症状固定の診断書の提出があり、また平成28年10月に今後治療を行わないことについて申立人から確認がとれたことから、示談交渉を進めてきておりましたけれども、残念ながら折り合わず、本年10月に調停が申し立てられたものでございます。本年11月10日に滝川簡易裁判所において1回目の調停が開催され、その際に調停委員会から滝川市が申立人に対し115万円を支払うことにより本件を解決すべきとの和解案が示され、弁護士とも相談の結果、市の方針としてこの内容で和解することが適当であるとの判断に至り、本定例会にご提案申し上げたところでございます。

調停の要旨は記載のとおりでありまして、1点目が滝川市は申立人に対し、総額136万8,272円の損害賠償義務のあることを認めるとともに、既払い金21万8,272円のほかに、本件解決金として115万円の支払い義務のあることを認めるというもの、2点目が申立人はその余の請求を放棄するというもの、3点目として申立人と滝川市の間には、本件に関し本調停要旨に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認するというものでございます。

なお、今後の予定としましては、12月15日に第2回目の調停が開催されること、また調停成立に伴います解決金につきましては全額学校災害賠償補償保険から申立人に支払われることを申し添えます。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決されました。

◎日程第 15 議案第 10 号 市営土地改良事業の計画の変更について

議案第 11 号 北空知頭首工管理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について

○議長 長 日程第 15、議案第 10 号 市営土地改良事業の計画の変更について、議案第 11 号 北空知頭首工管理に関する事務の事務委託に関する規約の変更についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業振興部次長。

○産業振興部次長 ただいま上程されました議案第 10 号 市営土地改良事業の計画の変更について提案理由の説明を申し上げます。

滝川市の一部を受益とする北空知地区の水田の水利安定を図ることを目的に、国営北空知地区土地改良事業により深川市音江町広里に整備された北空知頭首工につきましては、国から施設管理に関する委託を受け、関係する深川市、滝川市、妹背牛町の 3 市町が共同で管理を行う中で、補助事業である基幹水利施設管理事業の適用を受け、それぞれの市町が土地改良法に基づく市町村土地改良事業として維持管理事業を行っており、管理事務につきましては北空知頭首工が所在する深川市に対して滝川市、妹背牛町が地方自治法に基づきその事務を委託しております。今般受益地における公共転用や市街化区域の拡大等により受益面積に変動が生じ、さらには地域内における 1 戸当たりの農業経営規模の拡大が進んだことで田植え作業に多くの時間を要し、代かき期間の前倒しが必要となるなど水稻栽培における取水期間の変更が必要な状況に至ったことから、これらの地域の実情を踏まえ、北空知頭首工の設置者である農林水産省から河川管理者である国土交通省に対し石狩川水系石狩川における水利使用の変更について協議を行った結果、国営北空知土地改良事業に係る水利使用規則が改正され、北空知頭首工の深川取水口及び空知取水口の最大取水量等が変更されたところです。この変更に伴い維持管理事業においても北空知頭首工の深川取水口及び空知取水口の期別取水量について変更する必要が生じ、またあわせて水利使用の変更協議に当たり受益面積の確認を行ったところ、隣接する秩父別町に受益があることが判明し、事業地域に秩父別町を加える必要が生じたことから、市営土地改良事業計画における地域及び地積並びに期別取水量を変更することについて、土地改良法第 96 条の 3 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

事業計画の変更の内容につきましては、深川市、滝川市、雨竜郡妹背牛町の 2 市 1 町であった事業地域に雨竜郡秩父別町を新たに加え、地積の合計を 8718.9 ヘクタールから 8656.82 ヘクタールに変更するほか、これまで 5 月 1 日から 8 月 31 日までであった取水期間を 4 月 21 日から 8 月 31 日に変更し、あわせて総取水量を 3 億 6,142 万立方メートルから 3 億 7,814 万立方メートルに変更したいとするものであります。

以上で議案第 10 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 11 号 北空知頭首工管理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

北空知頭首工につきましては、深川市、滝川市及び妹背牛町の 3 市町が国からの委託を受けて共同で管理を行っており、その管理事務につきましては地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、

議会の議決を得て関係市町の協議により規約を定め、深川市に対して事務委託を行っているところですが、先ほど議案第１０号の提案理由の説明におきまして申し上げましたように、市営土地改良事業計画の事業地域に秩父別町を加えることに伴い、北空知頭首工管理に関する事務の事務委託に関する規約について変更したいとするものであります。

規約の変更の内容につきましては、規約中関係普通地方公共団体として雨竜郡秩父別町を加え、各条文中所要の箇所には秩父別町または秩父別町長の文言を追加し、附則において変更後の規約は、平成３０年４月１日から施行すること、また秩父別町長は、この規約による改正後の規約の告示の際にあわせて事務委託に関する深川市の条例等が秩父別町に適用される旨及びこれらの条例等を公表することとするものです。

なお、関係する深川市、妹背牛町、秩父別町におきましても１２月の議会にそれぞれの本規約の変更に関する議案を提出する予定であることを確認しております。

以上で議案第１１号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１０号及び第１１号の２件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１０号及び第１１号の２件は、いずれも可決されました。

◎日程第１６ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議 長 日程第１６、諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、中村義彦氏が平成３０年３月３１日で任期満了となることから、後任の候補者として窪之内美知代氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により本議会の意見を求めるものでございます。

なお、窪之内氏の略歴につきましては、参考資料として略歴書を配付させていただいております。

ので、お目通しをいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件については可と答申することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、12月13日から12月18日までの6日間休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、12月13日から12月18日までの6日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時33分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員